

# 【町独自事業】 新生児臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染の影響下で、国の特別定額給付金の基準日を過ぎて生まれた新生児を対象に10万円を支給します！

新生児臨時特別給付金の支給を受けるには、申請は不要です。

## 1. 対象児

令和2年4月28日から令和3年4月1日の間に生まれた子どもで、引き続き町の住民基本台帳に登録されている方

## 2. 支給対象者

令和2年4月27日から引き続き町の住民基本台帳に登録されている方で、上記の対象児を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母。

## 3. 給付額

対象児1人につき、10万円です。

## 4. 支給時期

対象の方には、10月下旬から順次支給する予定です。

## 5. 支給方法

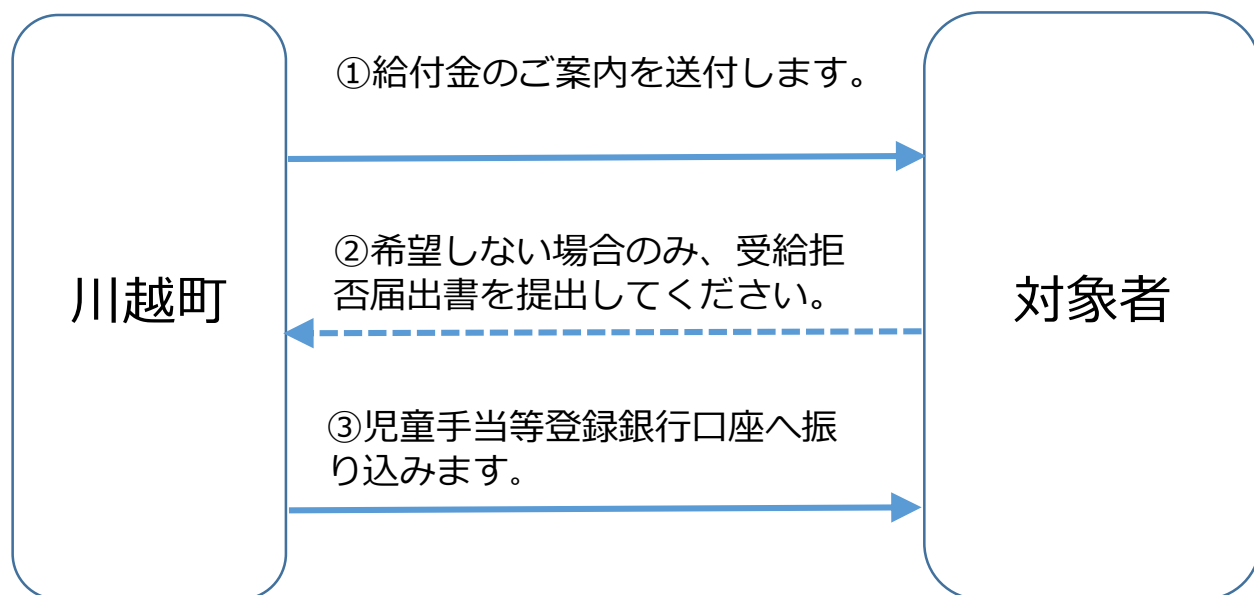
児童手当又は子育て応援給付金等を受給している口座に振り込みます。

### 【ご注意ください】

※児童手当等の支給に当たって指定している（していた）口座を解約・変更等しており、振り込みができない場合は、新生児臨時特別給付金が支給できませんので、口座登録等の届出書を川越町ホームページよりダウンロードし、記入の上、提出してください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

**申請は不要です。  
10月下旬から順次支給する予定です。**



## 支給の辞退について

給付金の支給を希望されない場合は、川越町ホームページより受給拒否の届出書をダウンロードしていただき、必要事項を記載の上、川越町役場福祉課へ提出してください。

**提出方法** ① 郵送による提出：届出書を川越町役場福祉課へ郵送する  
② 持参による提出：届出書を川越町役場福祉課へ持参する

**添付書類** 申請者の方の本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、旅券等）の写し  
※外国人の方は、在留資格等を確認する必要があります。在留カード等の写し

**「新生児臨時特別給付金」などに関する“振り込め詐欺”や“個人情報の搾取”にご注意ください。**

受給拒否届出書や口座登録等届出書の記載内容に不明な点があった場合や給付金が振り込みできなかった場合に、川越町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに川越町役場福祉課又は最寄りの警察にご連絡ください。

**お問い合わせは**

川越町役場 福祉課  
電話：059（366）7116